

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年11月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400119号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400013号

第1 結論

昭和63年11月から平成6年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年11月から平成6年5月まで

私は、請求期間当時、同居する両親と一緒に仕事(自営業)をしていたが国民年金には加入しておらず、何かあった時に保障がないのは困るから加入すべきと妻に言われたため、国民年金に加入することにした。

加入手続については、結婚した頃の平成2年10月に、妻がA市役所で行ってくれたが、その際に、役所の職員から2年間分の保険料を遡って納付できると聞いたので、分割の納付書を後日送ってもらった。

保険料の納付についても、妻が平成2年10月から始めてくれたが、2年間分を遡った保険料は複数回に分けて納付し、それと同時に、平成2年10月分からの保険料も、妻が毎月、私と妻の分と一緒に、B銀行C支店(現在は、D銀行E支店)又はF信用金庫G支店(現在は、H信用金庫I支店)で納付してくれた。

しかし、結婚後の保険料について、妻が納付されている記録であるにもかかわらず、私は納付されていない記録であることに納得できないので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、結婚した頃の平成2年10月に、妻が国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る保険料の納付を開始したとしており、請求期間のうち遡った2年間分は妻が複数回に分けて納付してくれたが記録がなく、平成2年10月以降の保険料については、妻が夫妻の保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、年金記録では妻の保険料のみが納付済みとされ、自身の保険料が未納とされている旨主張している。

これに対して、オンライン記録によると、請求者に係る被保険者資格を取得する事務処理が初めて行われたのは、平成8年6月26日付け(資格取得日は、20歳到

達時の昭和 59 年*月*日) となっており、請求期間については、同日まで国民年金に未加入の期間として取り扱われていたことが確認できる。また、A市から提出された請求者に係る国民年金納付記録においても請求期間は未納とされていることから、請求者は、請求期間において国民年金に加入していなかったと認められる。

さらに、オンライン記録によると、請求期間後の平成 6 年 6 月から平成 8 年 3 月までの保険料は過年度保険料として 13 回にわたり納付されたことが確認できるほか、その過年度保険料は、現年度保険料と同日に納付されていることが確認できることから、請求者が陳述する納付方法は、このことを指している可能性が思慮される。

なお、妻が夫妻の保険料を一緒に納付したと陳述している平成 2 年 10 月以降については、オンライン記録によれば国民年金に未加入の期間として取り扱われていたことが確認できることから、請求者の保険料を納付することはできない扱いとなっていた上、保険料を納付したとする D 銀行及び H 信用金庫は、いずれも請求期間に係る領収済通知書を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間における保険料納付の状況を確認することができない。

このほか、請求者若しくは請求者の妻が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400127号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400014号

第1 結論

昭和62年*月から平成3年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年*月から平成3年7月まで

私は、請求期間当時、大学生で住所を変更しないまま、昭和60年4月から平成3年2月までA市に住んでいた。時期は分からないが、実家のB市に父親の名前で私の国民年金について通知が届いたらしく、その後、母親が加入手続きを行い、保険料納付についても、実家に送られてきた納付書で母親が金融機関で定期的に納付をしていたと聞いた。

母親から加入手続きをし、保険料を納付したと聞いているのに記録がないのはおかしいので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

現在、請求者が所持している年金手帳及びオンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号)は、請求期間直後の平成3年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険手帳記号番号を用いて平成9年1月1日付けで付番されていることが確認できる。

これに対して、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、上述の平成3年8月1日に払い出された厚生年金保険手帳記号番号以外に、国民年金手帳記号番号(平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号)が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者の戸籍の附票から、請求者は、昭和61年4月5日にB市からA市に転出し、昭和63年3月1日にC市に転出した後、平成3年3月28日に再度、B市に住所を定めていることが確認できる。国民年金の加入手続き及び保険料納付は住所地の市区町村で行うことになっていたことから、20歳到達時においてはB市に

住民登録がなく、母親がB市で加入手続及び保険料納付を行うことはできない。さらに、B市は、請求者に係る国民年金被保険者記録はない旨回答している。

加えて、A市及びC市も、請求者に係る国民年金被保険者記録はない旨回答している。

以上のことから、請求者の請求期間は国民年金の未加入期間とされており、保険料を納付した事実は確認できない。請求者は母親が請求期間の保険料を納付した旨陳述しているが、そのことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。